

相良町・榛原町新市建設計画

平成16年10月

相良町・榛原町合併協議会

平成27年12月変更

目 次

I	序論	1
1	合併の必要性	1
2	住民のまちづくりへの期待	3
3	新市建設計画の趣旨・構成等	4
II	新市の概況	5
1	地理的条件	5
2	歴史の変遷	5
3	人口・世帯数	6
4	産業	7
5	関連計画の概要	9
III	主要指標の見通し	10
1	人口	10
2	世帯数	10
IV	新市建設の基本方針	11
1	まちづくりの基本理念	11
2	新市の将来像	12
3	まちづくりの基本方針	13
4	新市の将来都市構造	16
V	新市の施策	18
1	施策の体系	18
2	主要施策の内容	19
VI	重点プロジェクト	29
VII	新市における県事業の推進	34
1	静岡県が実施を予定する事業	34
2	静岡県に要望する事業	36
VIII	公共施設の統合整備	36
IX	財政計画	37
X	まちづくりの推進への取組	41
	参考資料	
	用語解説	参考資料-1

I 序論

1 合併の必要性

21世紀に入り、私たちが慣れ親しんできた社会経済のさまざまなシステムは疲弊し変革を余儀なくされ、しかもその対応には自己責任の原則が求められてきています。こうした時代の要請は、地方行政のシステムにとっても例外ではなく、地方自治体は住民の多様な生活要求を満たし、安全で、安心して暮らすことのできる地域を創造していくために、市町村合併による市町村の再編を真剣に考えるときを迎えています。

相良町及び榛原町の2町は、同じ郡下であり、行政的・歴史的・文化的・政治的・経済的なつながりも深く一体性が強い地域です。

また、緑あふれる広大な牧之原大茶園を背に、東に駿河湾を望み、自然環境に恵まれた地域であるとともに、東名高速道路相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を有し、富士山静岡空港の建設も進められています。これらによって陸・海・空の交通ネットワークが形成されることにより、産業面を中心に活力あるまちづくりが期待できます。

このような状況の中、2町は、合併による更なる飛躍を期し、一体的なまちづくりを進め、地域の均衡ある発展へとつなげることが必要です。

(1) 日常生活圏の拡大への対応

交通手段や情報通信手段の発達などにより、通勤、通学、買い物、通院など住民の日常生活圏が拡大しています。

新市を構成する2町では、御前崎港や富士山静岡空港、相良牧之原インターチェンジ等の交通拠点やこれらを結ぶ幹線道路網の整備が進められています。

そうした中で、住民の生活圏の拡大に対応するためには、2町が一つになり、一層効率性、利便性の高いまちづくりを推進していくことが必要です。

(2) 暮らしを支えるサービスの維持・充実

本格的な少子高齢社会が到来する中で、高齢者福祉サービスの充実やユニバーサルデザインの導入による生活基盤の整備、次世代育成の支援等の推進が求められています。

一方では、環境問題や東海地震など自然災害への対応を進めることも住民の生活を守る上で重要な課題となっています。

そうした中で、新市では、より豊かな暮らしを実現するため、地域、NPO等との連携・協働の仕組みをしっかりと構築し、公的なサービスを維持・充実していくことが必要です。

(3) 財政基盤の強化と効率的・効果的な行財政運営の推進

住民の価値観の多様化、生活様式の変化などによって、行政に対するニーズも多様化、複雑化、高度化しています。

一方では、低迷する経済情勢の影響、国からの地方交付税や補助金の減少、地方分権の進

展に伴う基礎的自治体である市町村の役割の増大等により、単独町のままでは今以上に厳しい財政運営を迫られると考えられます。

そうした中で、住民ニーズに的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供するためには、2町は一体となって、財政基盤の強化とより効率的、効果的な行財政運営を図り、この局面に対処することが必要です。

(4) 地方分権の推進と自立の仕組みづくり

ゆとりと豊かさを実現する社会づくりのためには、全国一律ではなく、住民の意思を反映しながら、自立し、自らの責任と判断で、地域の特性を活かした行政の施策・サービスの内容を決定し実施していかなければなりません。

そうした中で、自立した自治体としての基礎を築き、地域の実状にあった政策を展開していくためには、情報公開や住民参加型のまちづくりに係る基本的な仕組み等を整えるとともに、専門的能力を備えた人材養成、政策立案能力の向上、人材の適切な起用など自治体の能力をさらに向上させることが必要です。

2 住民のまちづくりへの期待

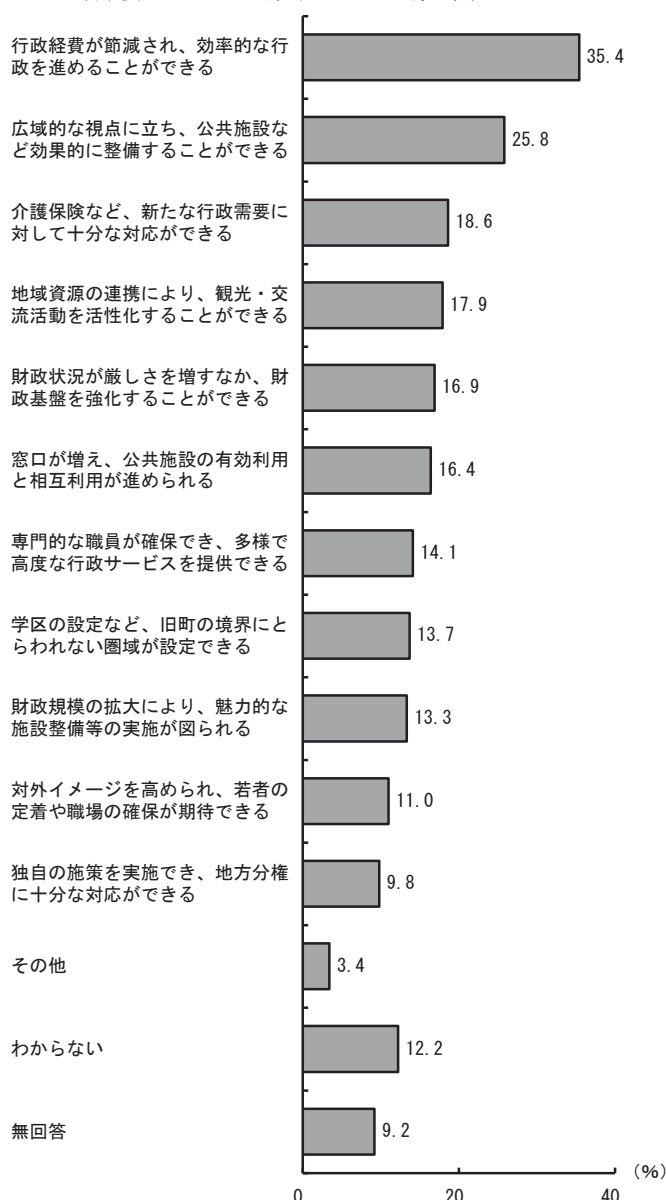
2町の町民を対象とした『新市将来構想策定のためのアンケート調査』（平成16年5月）では、合併によって期待される効果としては「行政経費が節減され、効率的な行政を進めることができる」、「広域的な視点に立ち、公共施設など効果的に整備することができる」等の回答が多くありました。

また、合併した場合の将来的希望として、「事故や災害、犯罪のない安全のまち」、「自然が豊かで、環境問題に積極的に取り組む環境のまち」、「子育て、高齢者等に多様なサービスを提供できる福祉のまち」などとなっています。

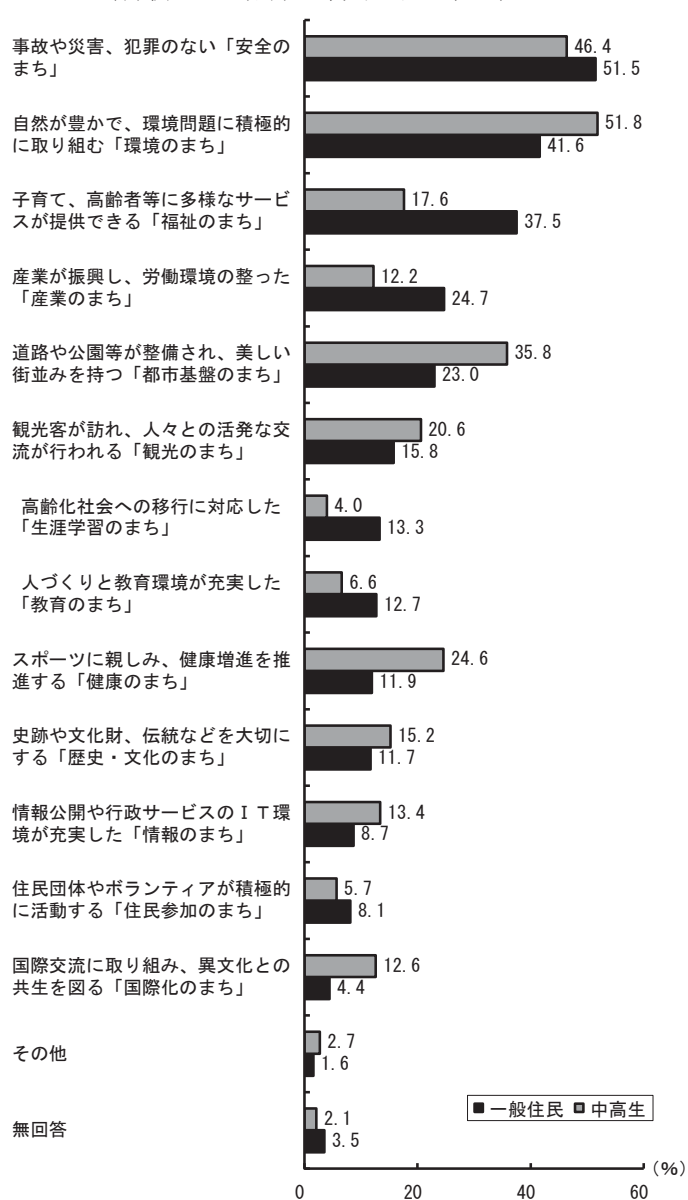
同じ質問に対し、中高生の回答では、「環境のまち」、「安全のまち」、「都市基盤のまち」でした。

アンケート結果

（合併によって期待される効果）



（合併した場合の将来的な希望）



※両設問とも、3つ以内で選択、回答者数を基数とした百分率を表示

3 新市建設計画の趣旨・構成等

本計画は2町の合併について、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条第1項に基づく法定計画として策定するものです。

(1) 計画の趣旨

本計画は、2町の総合計画及び2町の属する広域市町村圏計画を踏まえ、相良町・榛原町新市将来構想策定委員会が策定した「相良町・榛原町新市将来構想原案」を基本として策定されたもので、2町の合併により目指すべき新市の将来像とそれを実現する施策等を示すものです。

また、策定に当たり静岡県総合計画「魅力あるしずおか2010年戦略プラン」との整合も図り、まとめられています。

この計画により2町の速やかな一体化を促進し、また、合併後の新市における魅力ある地域づくりの推進を図ることを趣旨としています。

(2) 計画の構成

本計画は、「新市建設の基本方針」とこれを実現するための「新市の施策」、「財政計画」等により構成されています。

- ・「新市建設の基本方針」は、将来を展望するためのまちづくりの基本理念と新市の将来像を表します。
- ・「新市の施策」は、将来像を実現するための主な施策を示します。
- ・「財政計画」は、施策を推進するための財政状況を示すもので、健全な財政運営に努める指針となるものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成32年度までの概ね16か年とします。

II 新市の概況

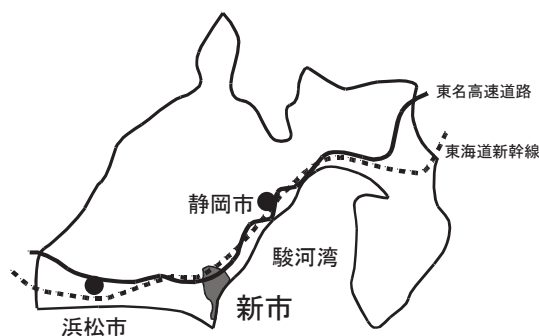
1 地理的条件

新市は静岡県の中西部、駿河湾の西端に位置し、静岡市より約 35 km、浜松市より約 45 kmの距離にあります。市域は東西 10.9 km、南北 20.3 km、面積 111.69 k m²です。

市北部には日本一の大茶園である牧之原台地が広がっています。市内には萩間川、坂口谷川、勝間田川等が流れています。

市域を国道 150 号、国道 473 号、東名高速道路が通り、相良牧之原インターチェンジが開設されています。新市の南部には御前崎港が位置し、北部には富士山静岡空港の開港が予定されています。

静岡県内における新市の位置



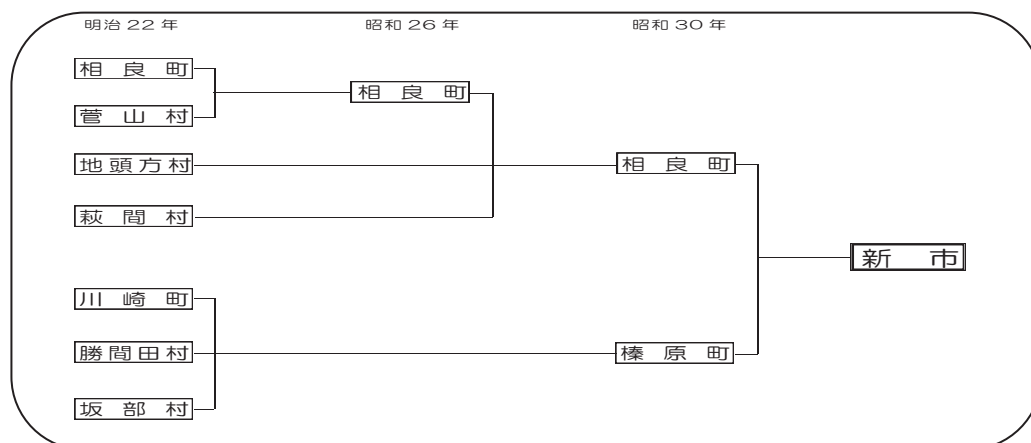
新市の道路交通



2 歴史的変遷

2町は、明治の大合併時に市町村制を施行し、地方自治の確立を目指した昭和の大合併時に現在の2町へとまとまりました。平成 11 年 7 月に合併特例法が改正されたのを契機に、全国で合併が推進されている状況です。

○合併の歩み

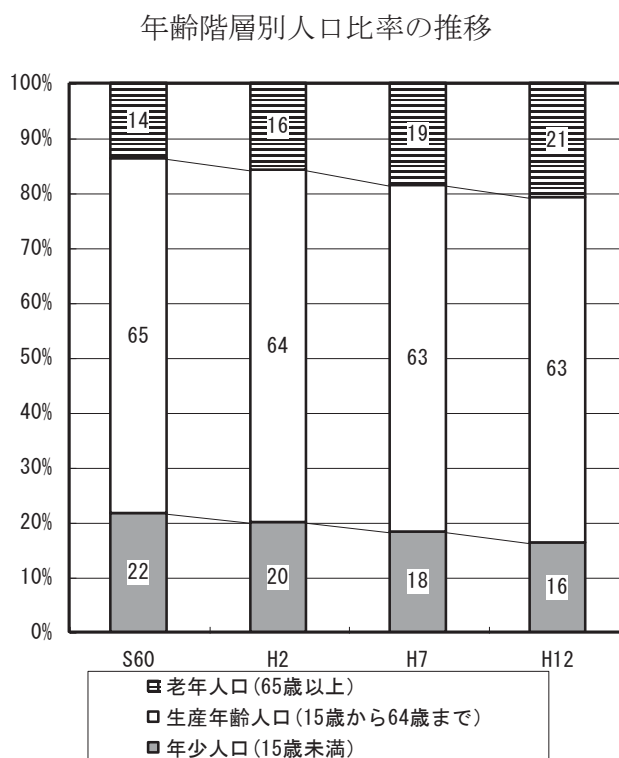
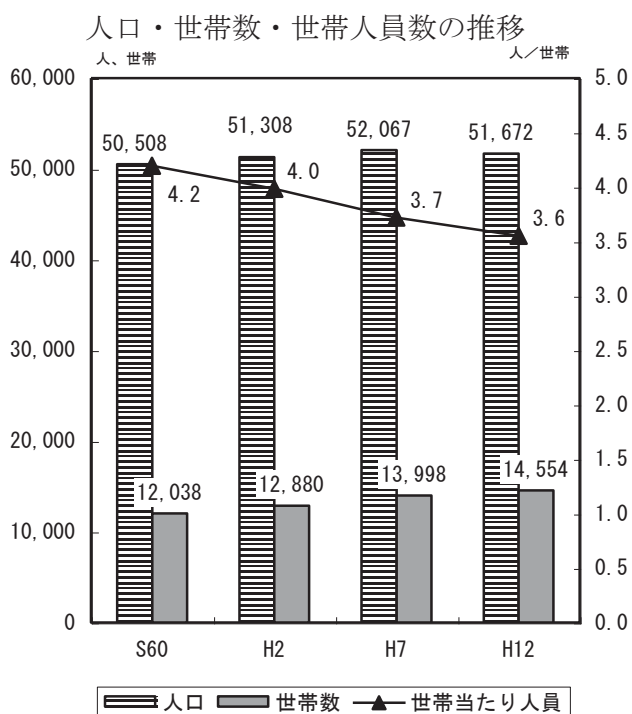


3 人口・世帯数

平成12年時点の新市の総人口は、51,672人であり、平成7年からの5年間で約0.7%と僅かながら減少しました。

年齢階層別人口は、年少人口8,419人（総人口の約16%）、生産年齢人口32,500人（約63%）、老年人口10,743人（約21%）であり、少子高齢化の傾向にあります。

また、総世帯数は14,554世帯であり、平成7年から約4%の増加となっています。1世帯当たり人員は3.6人であり、平成7年時点の3.7人から減少しています。



(資料：総務省「国勢調査」)

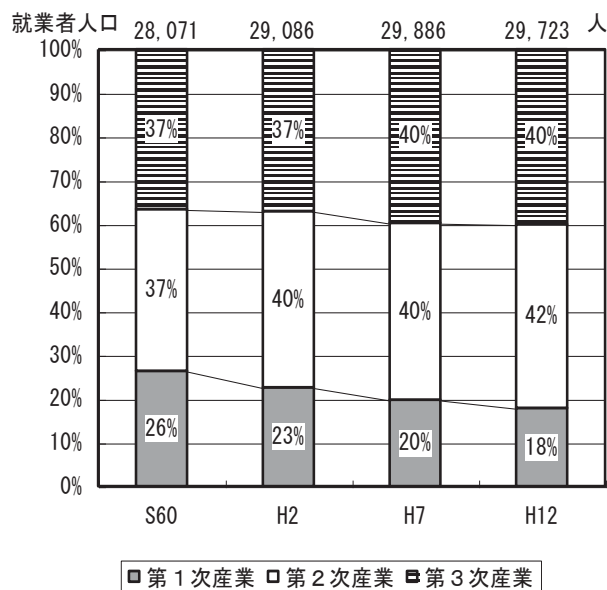
4 産業

(1) 就業者人口

15歳以上の就業者人口は増加の傾向にありましたが、平成7年から12年にかけて僅かながら減少しました。

産業別就業人口比率をみると、第1次産業は減少の傾向にあり、平成12年において全体の2割弱となっています。代わって、第2次産業、第3次産業が増加の傾向にあり、平成12年においてそれぞれ全体の約4割を占めています。

就業者人口、産業別就業人口比率の推移



(資料：総務省「国勢調査」)

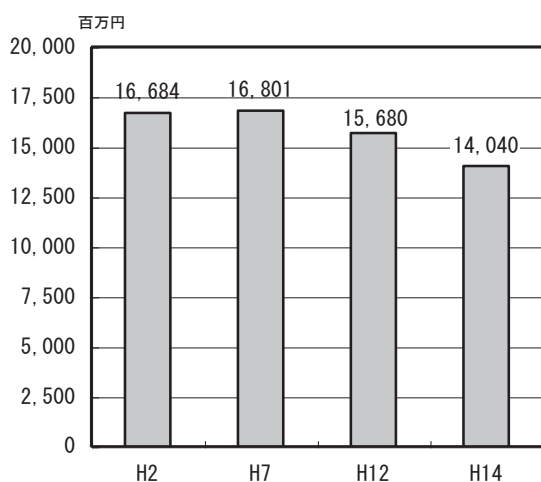
(2) 各産業の概況

① 農漁業

恵まれた自然条件や地理的条件を活かし、茶、水稻、温室メロン・イチゴ、レタス、大根等が栽培されています。なかでも牧之原台地を中心に生産されている茶は基幹作物として農業産出額の大半を占めています。また、シラス船引網や一本釣り漁等の沿岸漁業が営まれています。

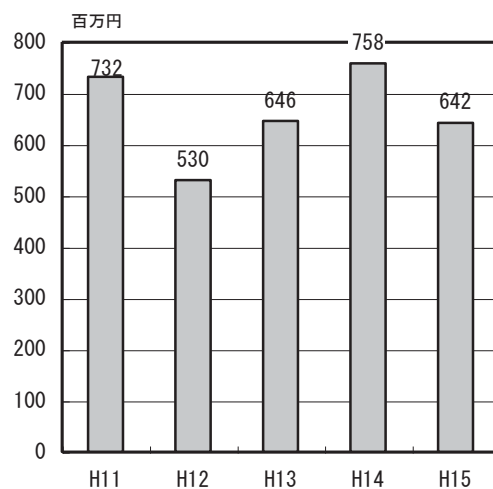
近年、農漁業従事者の高齢化や担い手不足の進行などにより、農業産出額は減少の傾向にあり、農漁業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

農業産出額（農業粗生産額）の推移



(資料：関東農政局静岡統計事務所「静岡県の生産農業所得統計」)

水揚高の推移



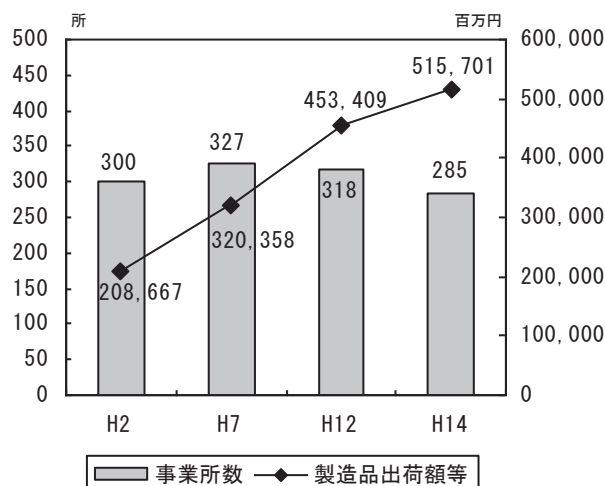
(資料：相良町「データバンク相良」)

② 工業

積極的な企業誘致を進めた結果、自動車関連、電気関連等の大手企業が立地し、さらに白井、坂口工業団地等に企業が進出しています。

製造品出荷額は大幅な増加傾向にあり、今後、御前崎港や富士山静岡空港の活用により、一層の発展が期待されます。

事業所数、製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）

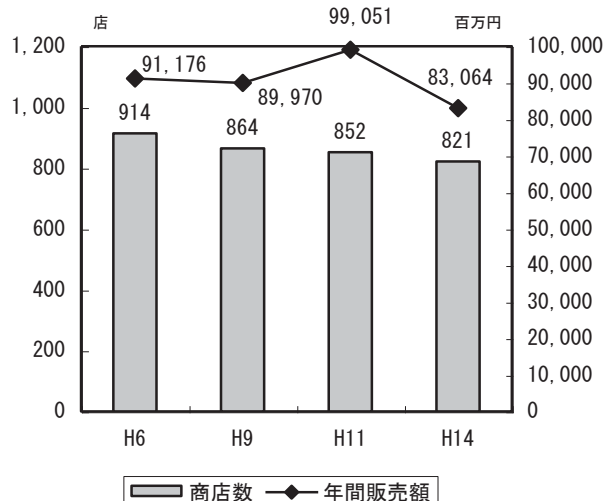


(資料：経済産業省「工業統計」)

③ 商業

市街地の中心部等に日用品等の小売を中心とした商店街があります。また、国道150号沿線に小売店舗、飲食店、自動車販売店等の立地も進んでいますが、商店数、年間販売額はともに減少の傾向にあります。

商店数、年間販売額（総数）の推移

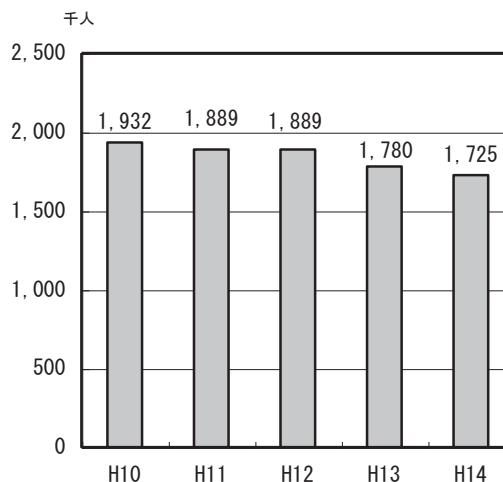


(資料：経済産業省「商業統計」)

④ 観光

相良サンビーチ、静波、前浜、鹿島の4つの海水浴場や油田の里公園、子生れ温泉、勝間田公園等の施設があります。また、海水祭り、草競馬大会、つつじ祭り等のイベントが行われていますが、海水浴客等の減少により、観光客入込客数は減少傾向にあります。

観光客入込客数の推移



(資料：静岡県「観光交流の動向」)

5 関連計画の概要

(1) 静岡県総合計画（計画期間：平成 14～22 年度）

基本理念	富国有徳
基本目標	豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力あるしずおか」の実現

(2) 第 4 次東遠地区広域市町村圏計画（計画期間：平成 13～22 年度）

掛川市、御前崎市、相良町、大須賀町、大東町、小笠町、菊川町の 2 市 5 町

将来像	～自然と共生し、文化を大切にしたい、暮らしやすさを誇れる創意と工夫の地～ 情報と交流のヒューマンネットワークステージ・東遠
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境にやさしい安全で快適な基盤づくり ・充実した暮らしの創造 ・創意と工夫で活力ある地域産業の形成 ・開かれた行政の推進

(3) 島田・榛原地区広域市町村圏計画（計画期間：平成 8～17 年度）

島田市、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町の 1 市 6 町

将来像（シンボルテーマ）	多彩な創造力で躍動する交流圏域
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりのあるすこやかな社会づくり ・快適で安心して住める環境づくり ・豊かで質の高い交流生活圏づくり ・元気ではつらつとした産業づくり ・創造性と温もりのあるひとづくり

(4) 第 3 次相良町総合計画（計画期間：平成 13～22 年度）

将来像	人と自然が輝く ふれあいのまち さがら
まちづくりの大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と共生する魅力ある環境づくり ・心豊かな人間性を育む 健康に暮らせるまち ・地域産業の連携と育成による 活力あるまちづくり ・みんなで築こう 安全 安心 地域の暮らし ・快適な暮らしの基盤づくり ・町民参加で心がかようまちづくり

(5) 第 4 次榛原町総合計画（計画期間：平成 13～22 年度）

将来像	海・空・緑の大地 そして未来へはばたく交流の町
まちづくりの大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・自立 みんなの声を生かしたまちづくり ・健康 健康で安心して暮らせるまちづくり ・安全 自然と人にやさしい住みやすいまちづくり ・創造 みんなが生きがいをもてるまちづくり ・躍進 空と海、緑を活かす活力のあるまちづくり ・交流 地域間の連携、住民の交流の活発によるまちづくり

Ⅲ 主要指標の見通し

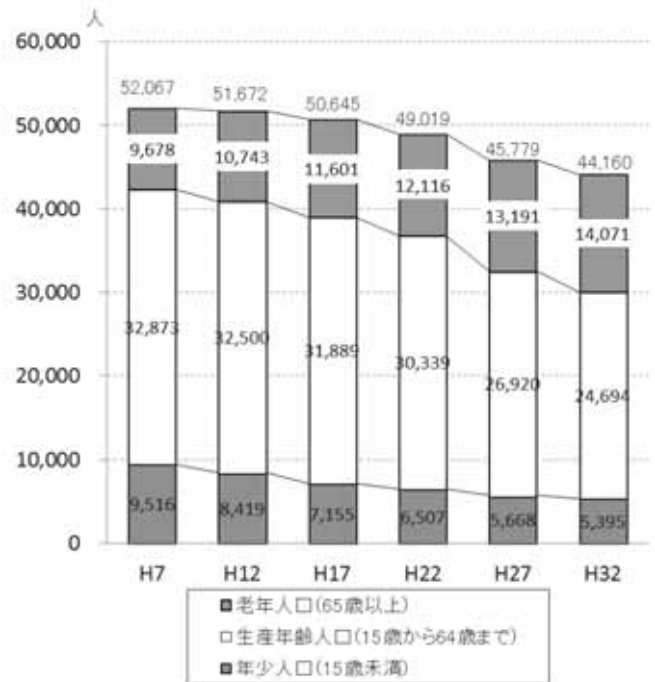
1 人口

新市の人口は、平成12年の51,672人(国勢調査)から、平成32年に44,160人となることを見込まれます。

年齢階層別人口は、平成32年において年少人口が5,395人(構成比12.2%)、生産年齢人口が24,694人(55.9%)であり、平成12年時点と比較すると減少することが見込まれます。

一方、老年人口は、平成32年において14,071人(31.9%)であり、高齢化の進行が見込まれます。

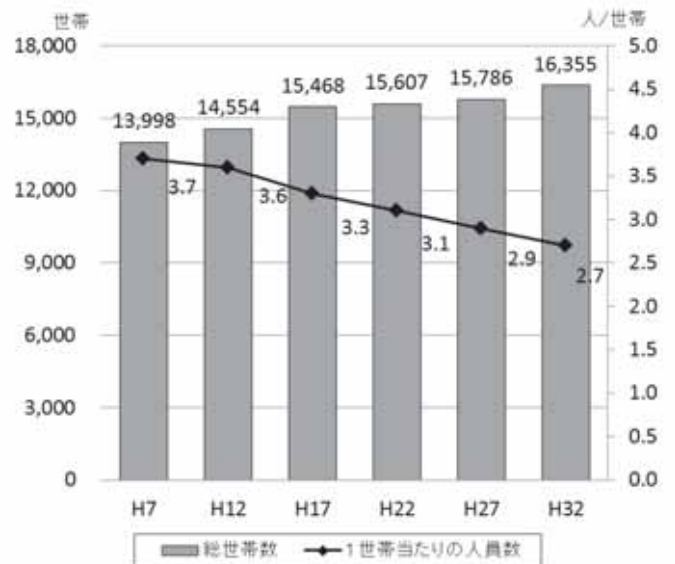
富士山静岡空港の開港などによる広域交通条件の向上を活かし、産業の振興を図ることなどにより、定住人口を確保していくことが求められます。



2 世帯数

新市の世帯数は、平成12年の14,554世帯(国勢調査)から、平成32年に16,355世帯と増加することが見込まれます。

1世帯当たりの人員数は、減少傾向にあり、平成12年の3.6人から、平成32年に2.7人となることを見込まれます。



※平成7年、12年、17年、22年は実績値。平成27年、32年は推計値。

※人口、年齢階層別人口：平成22年の国勢調査における人口を基に、コーホート要因法を用いて推計。

※総世帯数：総人口を1世帯当たりの人員で割って総世帯数を算出。

※1世帯当たりの人員：平成2年～平成22年の国勢調査における1世帯当たりの人員の近似値を基に、直線回帰分析により推計。

IV 新市建設の基本方針

新市は、美しい海、青い空、緑の大地と固有の歴史文化に恵まれた地域であるとともに、富士山静岡空港の開港や御前崎港の機能強化により、国内やアジア太平洋地域との交通の条件が整い、今後、産業の大きな発展と生活の利便性の向上が期待できます。

市民が将来にわたって心豊かに暮らしていけるまちづくりを進めていくためには、新市の力を高めるとともに、地域の特性を最大限に活かしつつ、少子高齢化、国際化、情報化の進展、地球規模での環境問題、経済情勢の変化等、新市を取り巻く環境の変化に的確に対応していかなければなりません。これとともに、これまでの各地域内のつながりやコミュニティを基にしながら、互いの力をあわせて安心して暮らせる地域社会を形成していくことが大切です。

そのためには、市民が積極的にまちづくりに参画し、知恵を出し、行政と協働していく社会を実現していくことが必要です。

1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を『幸福実現都市』とします。

“しあわせ”は、市民一人ひとりが単に物質的に恵まれることだけではなく、自ら主役になって、それぞれの人生を選択し、志を遂げていく中で、実感するものと考えます。

“しあわせ”は、個人の努力だけで得られるものではありません。従来は、公的なサービスの分野は主に行政が担ってきた側面があります。

しかしながら、住民ニーズや地域の課題が多様化、複雑化、高度化する現代においては、これまでのように公的なサービスをすべて行政が提供し、また課題を解決していくことには限界があります。

このため、市民、NPO、事業者等との情報の共有化を図り、協働によるまちづくりを効果的に推進していくことが必要です。

新市では、公的なサービスを担う活動を社会全体でしっかり支えていく仕組みなどを整え、市民一人ひとりがそれぞれの価値観に応じた“しあわせ”を実現していくことができるよう社会づくりを進めていきます。

2 新市の将来像

新市の将来像を次のように掲げます。

『ふれあい ビタミン あいのまち』 -うみ・そら・みどりと共に生きる-

この将来像には、次のような意味が込められています。

市民一人ひとりの幸福を創造していくためには、暮らしにとって不可欠なエッセンス（栄養素）が新市に備わることが大切です。このエッセンスとなるものが、「ビタミン」と考えます。

当地域の主要作物であるお茶やみかんにも豊富にビタミンが含まれ、その効能が注目されていることなどを加味し、ビタミンには、元氣、若さ、健康等の意味を込めました。

また、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担いながら、協働で新市のまちを育むためには、愛情、出会い、ふれあい、支えあい、思いやりを大切に作る心、家族の絆や地域を愛する心など、さまざまな「あい」を大切にしなければなりません。

さらに、ここでいう「うみ」、「そら」、「みどり」では、新市の自然やまちの活力の源となる特性をも表し、次のことを意図しています。

今、世界的な規模での大交流・大競争の時代を迎えています。経済、文化、学術、観光などの分野で、国内だけでなく国境を越えた交流が盛んになり、それが地域を発展させる力となっています。

新市は、御前崎港の物流拠点としての機能拡張や富士山静岡空港の早期開港、さらに「陸・海・空」の交通ネットワークを確立することによって、全国から、世界から人の集まる地域となる可能性を持っています。

また、経済の相互依存が深まる中で、全国、世界との物流条件の良さは、産業の新たな発展をもたらす大きな可能性を持っています。この特性を誇りに思い、愛し、活かすことによって、住民生活の安定と向上、地域経済の健全な発展を目指していこうとするものです。

3 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針は、まちづくりの基本理念、将来像を実現していくための施策の柱です。新市では、4つの方針の下に推進します。

(1) みんなが主役 想いが実現するまち

＜コミュニティ、NPO、市民、行政＞

- ・地域住民主体のコミュニティ活動により、自治体を支えていく住民主導のまちづくり活動を進めるとともに、地域活動の拠点整備や体制づくりを推進します。
- ・まちづくりの担い手として期待されるボランティアやNPO等を育成するとともに、市民活動のネットワーク化を図り、みんなが活躍するまちづくりを推進します。
- ・市民が主体的にまちづくりを行っていくため、市民と行政による協働や市民参画の仕組みを整えます。また、男女がともに参画できる社会の実現を目指します。
- ・きめ細かな行政サービスと効率的な新市運営を両立するため、行政の施策・組織体制を見直し、多様な住民ニーズに対応できる行財政運営を目指します。また、人材の育成や有効活用を通じて、政策立案能力を高め、さらに広域行政を推進します。

＜主な施策の方向＞

- 地域の力を発揮するコミュニティづくり
- ボランティアやNPOなどみんなが活躍するまちづくり
- 市民の力を活かす仕組みづくり
- 効率的・効果的な行財政の運営

(2) 支えあい学びあう幸せのまち

＜健康、福祉、教育・文化・スポーツ＞

- ・心や体が健康で、市民一人ひとりが生きがいを持ち充実した生活を送ることができるように、生涯を通じて自由に学び、スポーツ等に親しめる多様な機会を提供します。また、市民誰もが幸せに暮らせるように、自ら健康を増進することのできる環境を整えるとともに、ボランティア活動などの地域で支えあう仕組みづくりを進めます。
- ・生涯を安心して暮らすことができるように、出産・子育てを支援する体制や高齢者や障害のある人等の生活を支援する体制を整えるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備・改善、交通弱者の移動手段の確保や地域医療体制の確立を図ります。
- ・新市の将来を担う子どもを育むため、学校教育、家庭や地域での教育を一層推進します。また、生涯学習や社会教育プログラムを整備、提供するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。さらに、地域の文化を守り、新たな文化を創造することも大切であり、歴史・文化の調査・学習やさまざまな文化に親しむことのできる環境を整えます。

〈主な施策の方向〉

- 心豊かに充実して暮らせるまちづくり
- 生涯安心のまちづくり
- 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり

(3) 知恵や技術を活かした活力あるまち

〈産業、経済、観光〉

- ・農漁業、商工業などまちを支える産業の担い手の育成、基盤整備や異業種間の交流を促進し、地域産業の活性化を進めます。
- ・立地条件を活かした企業誘致を積極的に図り、御前崎港や富士山静岡空港を活用し、新たな産業の創出や新たな起業を支援します。
- ・地域の自然や文化を活かした魅力ある観光を推進し、まちのイメージを高めることで、交流人口の増加を図るとともに、姉妹都市、友好都市交流を推進します。

〈主な施策の方向〉

- 地域産業を活性化するまちづくり
- 活力ある次世代産業を創造するまちづくり
- まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり

(4) うみ・そら・みどりと共生するまち

〈自然環境、安全、都市基盤、生活基盤〉

- ・新市としての自然環境、生活環境に対する姿勢を明らかにするため環境基本計画を策定するとともに、海、川、里山などの大切な自然を市民共有の貴重な財産として認識し、次世代に継承できるよう保護・復元・活用を進めます。また、資源のリサイクル活動の推進や自然エネルギーの普及により環境に配慮したやさしいまちづくりを進めます。
- ・日常生活の安心・安全を維持するため、地域ぐるみの安全活動を支える体制を整備し、市民の意識啓発を図るとともに、建物の耐震化や防災設備の整備、消防、救急体制の再編など防災対策の強化や交通安全施設及び防犯に配慮した施設の整備を進めます。
- ・交流や連携を支え、新市の持つ力を高めるとともに、市民の利便性の向上を図るために、御前崎港、富士山静岡空港、これらと連結する高速交通網の整備を促進します。また、美しい景観づくりや計画的で調和のとれた土地利用を進めます。
- ・快適に安心して暮らすことができるまちをつくるため、ユニバーサルデザインに配慮した身近な生活道路、公園や水辺空間の整備を進めます。さらに、市民の移動手段としてコミュニティバス等の運行を検討します。また、電子申請、施設の電子予約など市民サービスの向上を図るためのシステムの構築を進めます。

<主な施策の方向>

- 自然と共生するまちづくり
- みんなで築く安全・安心なまちづくり
- うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり
- 暮らしを豊かにする生活基盤づくり

4 新市の将来都市構造

新市の大枠の土地利用が分かるように、機能・特性が類似する一定のまとまりのある土地の区域をゾーンとして設定します。その中で、公共機関サービスや広域道路交通等の機能が集積する地区を拠点として位置付けます。さらに、広域圏域内外の人や物が往来する主要な道路交通、新市の各機能を結ぶ道路を連携軸として位置付けます。

(1) 骨格的な土地利用

- ・新市の土地利用は、それぞれの地域の均衡ある発展を目指し、現状を踏まえ、交通条件や周辺環境等を配慮し、民間活力の導入も視野に入れ、適正な配置、誘導に努めます。
- ・広域的な幹線道路の沿道においては、その特性を活かした土地利用を図っていきます。

① 市街地ゾーン

- ・住宅地を主とする市街地ゾーンは、居住環境の整備・改善を進め、住み良い環境の実現を図ります。

② 工業地ゾーン

- ・工業団地を主とする工業地ゾーンは、効率的利用及び未利用の用地への企業誘致を図ります。

③ 集落・農地保全ゾーン

- ・在来集落地、農地、山林からなる集落・農地保全ゾーンは、良好な自然環境を保全しつつ、集落地の住みやすさの向上を図るため、生活環境の整備・改善を図ります。
- ・農業振興のための基盤整備の推進、優良農地の保全等を図ります。

④ 海岸活用ゾーン

- ・海岸ゾーンは、水際線の自然環境を保全し、レクリエーションや交流の場としての整備を進めます。

⑤ 港・空港・インターチェンジ周辺ゾーン

- ・御前崎港周辺のゾーンは、港に関連する土地利用の誘導を図ります。
- ・富士山静岡空港周辺のゾーンは、自然の保全と空港に関連する産業の誘致等を考慮し、緑地の保全や空港関連施設等の適切な立地を促進します。
- ・相良牧之原インターチェンジ周辺のゾーンは、一面に広がる茶園に配慮しつつ、流通施設や商業施設の立地を図ります。

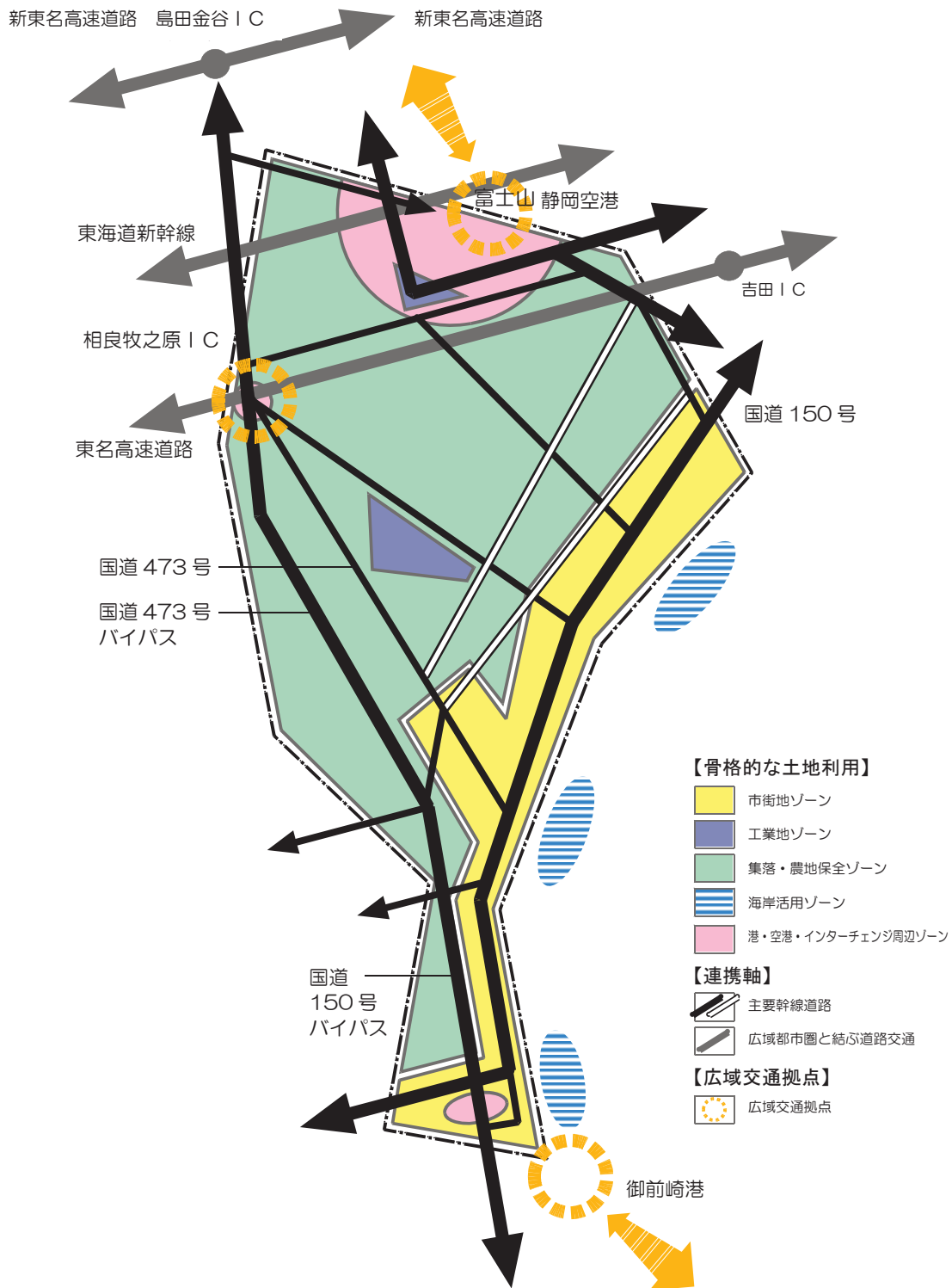
(2) 連携軸

- ・市外との広域的な連携を促進するため、御前崎港や富士山静岡空港、相良牧之原インターチェンジ等の広域交通拠点とまちをネットワークする幹線道路の整備を推進します。
- ・市内の連携・一体化を促進するため、地域内の幹線道路の体系的な整備を進めます。

(3) 広域交通拠点

- ・ 県中西部における物流、産業開発等の拠点として、御前崎港の活用を図ります。
- ・ 観光や交流を促進し、地域産業を活性化する拠点として、静岡県と国内外を結ぶ富士山静岡空港の整備を促進します。
- ・ 観光や交流、広域都市圏との物流を促進する拠点として、相良牧之原インターチェンジの活用を図ります。

<将来都市構造図>



V 新市の施策

1 施策の体系

新市の施策体系は以下に示すとおりです。

<体系図>

理 念：幸福実現都市

将来像：ふれあい ビタミン あいのまち —うみ・そら・みどりと共に生きる—

(1) みんなが主役 想いが実現するまち

<コミュニティ、NPO、市民、行政>

- 1) 地域の力を発揮するコミュニティづくり
- 2) ボランティアやNPOなどみんなが活躍するまちづくり
- 3) 市民の力を活かす仕組みづくり
- 4) 効率的・効果的な行財政の運営

(2) 支えあい学びあう幸せのまち

<健康、福祉、教育・文化・スポーツ>

- 1) 心豊かに充実して暮らせるまちづくり
- 2) 生涯安心のまちづくり
- 3) 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり

(3) 知恵や技術を活かした活力あるまち

<産業、経済、観光>

- 1) 地域産業を活性化するまちづくり
- 2) 活力ある次世代産業を創造するまちづくり
- 3) まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり

(4) うみ・そら・みどりと共生するまち

<自然環境、安全、都市基盤、生活基盤>

- 1) 自然と共生するまちづくり
- 2) みんなで築く安全・安心なまちづくり
- 3) うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり
- 4) 暮らしを豊かにする生活基盤づくり

2 主要施策の内容

(1) みんなが主役 想いが実現するまち<コミュニティ、NPO、市民、行政>

1) 地域の力を発揮するコミュニティづくり

① 地域活動の支援

地域が持つ人材や知識、技術などの地域資源を活かし、住民が主体となって行うまちづくり活動、地域住民相互の交流により家族・地域の絆を強める活動、あるいは誰もが参加しやすいコミュニティ活動プログラムの導入等の地域づくり活動を支援します。

② 地域活動の施設や体制整備

地域づくり活動の拠点となる施設の有効活用を図るとともに、地域活動に係わる人材の発掘やリーダー等の人材育成を支援し、それらを地域づくり活動に活かす仕組みをつくりまします。

また、地域の課題を地域住民の手によって解決していくために、必要な自治組織の形成及び運営を支援します。

2) ボランティアやNPOなどみんなが活躍するまちづくり

① テーマ型活動の支援

新市における市民の暮らしの向上などまちづくりに関し、全市あるいは地域を越えて活動を展開するボランティア活動、NPO活動等のテーマ型活動を支援します。

また、NPOの認証を受けようとする団体については、組織化を支援します。

さらに、各種行政計画策定や個々の事業・施策における市民との協働を推進します。

② 活動体制や人材育成の推進

まちづくりに係るグループ・団体相互のネットワーク化を推進するとともに、活動をコーディネートする人材を育成します。

また、個々のグループや団体が活動を展開したり、団体相互が交流する拠点として、まちづくりセンターを整備します。

3) 市民の力を活かす仕組みづくり

① 市民参画の仕組みづくり

協働の推進やNPO等の市民活動支援のための条例を制定するなど、まちづくりへの市民参画の仕組みを構築します。

また、男女の意見や提案が等しく反映されるよう女性の積極的な参画を図るため、男女共同参画を推進します。

② 情報の交流と共有の推進

広報やインターネット、あるいは出前講座など多様な手段によりまちづくりに関する情報を積極的に提供し、開かれた市政を進めます。

また、市民と協働し、新市独自の個性や魅力について統一した魅力形成を図ります。
さらに、これを各分野で利活用することにより、市民のまちづくりへの活力を高めます。

4) 効率的・効果的な行財政の運営

① 事務事業の見直しと行財政改革

地方分権や国と地方の税と財政の改革が進展する状況を踏まえ、すべての事務事業をゼロベースから見直すとともに、市民満足度の向上及び成果重視の行政運営を図るため、行政評価システムを導入し、行政の効率化と健全な財政運営を進めます。

② 行政組織のスリム化と施策遂行力の強化

民間活力導入やアウトソーシングにより、行政組織のスリム化を図るとともに、職員のパフォーマンス向上や政策形成能力の養成など資質の向上を図ります。

③ 広域行政の推進

効率的な行政サービスのため、周辺市町との協力により広域行政を推進します。

< (1) みんなが主役 想いが実現するまち >

分 野	主 要 事 業
1) 地域の力を発揮する コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティサービス支援事業 ・コミュニティ活動推進事業 ・コミュニティ、ボランティア活動の広報啓発 ・住民自治組織の構築 ・コミュニティ施設の有効活用
2) ボランティアや NPOなど みんなが活躍する まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を支援する組織の整備 ・NPO育成・支援事業 ・まちづくりセンター整備事業 ・まちづくりネットワーク設立
3) 市民の力を活かす 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する第三者評価 ・市民参画条例の制定 ・男女共同参画プランの策定 ・牧之原市魅力形成推進事業 ・行政情報の公開推進
4) 効率的・効果的な 行財政の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの導入 ・行政改革市民委員会の設置 ・民間活力の積極利用 ・人事考課制度の導入 ・広域連携の推進 ・公共施設適正化事業

(2) 支えあい学びあう幸せのまち <健康、福祉、教育・文化・スポーツ>

1) 心豊かに充実して暮らせるまちづくり

① 生涯学習社会を目指すまちづくり

市民が生きがいを持ち活力ある生活を送ることができるように、教養講座の開設や生涯スポーツ・レクリエーション活動など生涯学習の振興を図ります。

さらに、活動に必要な情報の収集や発信を誰もが容易にできるネットワークを構築します。

また、図書館・体験学習の場などの整備を推進します。

② 健康づくりの推進

健康増進や生活習慣の改善のために、健康に係る情報の提供、健診から教育等に関する総合的な相談機能の整備を図るとともに、地域資源や特産品を活用するなど地域の食文化を大切にしながら健康づくりを進めます。

また、心も体も伸びやかに過ごせるように、スポーツや自然などを通して、心の強さ、おおらかさを養うための健康教育などにおいて市民の生涯を通じた健康管理を支援します。

③ 地域で支えあう福祉の推進

市民誰もが地域で幸せに暮らせるように、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動の促進や質の高い保健福祉サービスの提供等により福祉を支える環境づくりに取り組みます。

2) 生涯安心のまちづくり

① 子育て支援の推進

子どもがのびのびと健やかに成長していけるように、子育て家庭への支援、職場環境の改善、地域の人材を活かした地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

また、保育施設等の整備や多様な保育サービスの提供を図ります。

② 高齢者福祉の充実

高齢者が地域ではつらつと暮らせるように、生きがいとなる社会参加の機会を増やすとともに要介護状態への進行の予防に取り組みます。

また、生活支援や介護を必要とする高齢者に対しては、在宅でのサービス等を充実し、住み慣れた地域で暮らせるよう支援するとともに、介護保険事業の円滑な運営も進めます。

③ 障害者福祉の推進

障害のある人が地域で安心してさらには自立して暮らせるように、福祉サービスの供給基盤の整備や就労機会の場の確保を図るとともに、交流や学習等を通じた心のバリアフリーに関する事業を促進します。

④ 地域医療の充実

市民が安心できる安定した地域医療を確立するため、病診連携のもと、医療スタッフ等を確保するとともに、救急医療体制の強化等を図ります。

3) 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり

① 学校教育の充実

基礎・基本をしっかり身につけ、そして、自ら学び考える力などの確かな学力を育むとともに、一人ひとりの才能や個性を活かす特色ある多様な教育活動を展開します。

また、これらの教育を実現するための学校施設の改修・整備を進めます。

② 家庭や地域による教育の充実

家庭の教育力向上や地域ぐるみで子どもを育てる環境整備のため、家庭と地域、学校が連携して、保護者の学習、住民主導の子どもを育む体制づくり、青少年の健全育成等を推進します。

また、個人の尊厳を認めあえる人権教育を展開します。

③ 地域の文化を守り育てるまちづくり

地域の文化を守り、ふるさと意識を育てるため、伝統文化を継承する人材の育成や歴史文化財の保全・活用を進めるとともに、歴史・文化の研究・学習、子どもが参加する地域での祭りや学習活動等を支援します。

また、さまざまな芸術・文化に親しむことができるように、鑑賞や発表の場や機会を提供します。

④ スポーツ・レクリエーションの振興

市民がスポーツやレクリエーション活動にいつでも取り組めるように、総合型地域スポーツクラブの設立やスポーツ施設の整備、指導者の育成、生涯スポーツプログラムの作成、普及を図ります。

< (2) 支えあい学びあう幸せのまち >

分 野	主 要 事 業
1) 心豊かに充実して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進大綱策定事業 ・生涯学習・地域学習推進事業 ・体験学習推進事業 ・図書館整備事業 ・目指せ「健康都市」創造事業 ・すくすく健康支援事業 ・温泉の活用 ・地域福祉計画策定事業 ・福祉コミュニティ活動推進事業
2) 生涯安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成地域行動計画策定事業 ・地域子育て支援センター事業 ・保育施設等整備事業 ・多様な保育サービス事業 ・介護予防・生活支援事業 ・いきいき高齢者対策事業 ・在宅介護支援センター運営事業 ・老人福祉施設整備事業 ・障害者プラン策定事業 ・障害者授産施設整備事業 ・医療体制整備事業
3) 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育への対応 ・学校施設整備事業 ・家庭教育学級推進事業 ・子どもを育む地域教育推進事業 ・青少年健全育成事業 ・歴史資源活用事業 ・文化施設整備・改修事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・総合型地域スポーツクラブ整備事業 ・スポーツ施設整備事業

(3) 知恵や技術を活かした活力あるまち <産業、経済、観光>

1) 地域産業を活性化するまちづくり

① 農漁業の振興

日本一の茶どころとして、ブランド化や生産基盤の整備を推進し、生産者団体・関係機関等との協働により茶業振興に取り組みます。

また、担い手を育成し、新技術の導入や環境保全型農業の推進による付加価値の高い特産農産物の開発や空港等立地の条件を活かした新規販売ルートの確保を支援し、産地知名度のイメージアップを図ります。

漁業については、漁港施設の整備や放流事業、漁場の保護等により栽培型漁業を推進するとともに、漁業協同組合等の基盤強化を支援します。

② 商工業の振興

活力ある商店街づくりのために、商店街環境整備を推進するとともに、地域コミュニティや観光に着目したサービスの実施や商店街イベント事業を商工関係団体等との協働により推進します。

また、新市では、誰もが気軽に利用できる、賑わいあふれる商店街の形成を図るため、チャレンジショップやTMO構想等を視野に入れたまちづくりを推進します。

さらに、中小企業者の経営革新への取り組みを支援し、経営の近代化や人材の育成、雇用環境の向上を図ります。

③ 異業種・異分野交流の促進

商工関係機関や市民団体等との協働により、異業種間・異分野間の交流の場を設け、新たな商品・サービス等のビジネスチャンスを創出します。

2) 活力ある次世代産業を創造するまちづくり

① 臨港型、臨空型産業の創出

御前崎港や富士山静岡空港周辺には物流施設など関連施設が集積されるよう、交通網の整備促進や計画的な土地利用を着実に進めるなど、環境整備を図ります。

② 企業誘致の推進

御前崎港、富士山静岡空港、相良牧之原インターチェンジ等の広域交通の要衝地として、立地条件を活かし、企業立地に向けた受け皿づくりを推進することで、市場変化に強い、新たな企業を誘致します。

③ 新産業の支援

大学の研究機関など産学官との連携を図り、地域の経済競争力を高めるとともに、経営革新や新たな起業を支援します。

3) まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり

① 観光振興と新市のイメージのアピール

地域の歴史、文化、自然体験、スポーツ体験等の体験活動も視野に入れながら、新しい観光プログラムの開発や施設の整備、マリンスポーツイベントの開催等を進めるとともに、新市の個性を表すシンボルマークやイメージカラー等を活用し、まちの魅力を高め、国内外へアピールします。

② 姉妹都市・友好都市交流の推進

姉妹都市や友好都市との市民が主体となった国内・国外交流を進め、まちの活性化や広い視野を持った心豊かな人材の育成を図ります。

< (3) 知恵や技術を活かした活力あるまち >

分野	主要事業
1) 地域産業を活性化するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援事業 ・農地流動化推進事業 ・農業生産基盤整備事業 ・農業近代化施設整備事業 ・農村生活環境整備事業 ・農村保全管理事業 ・フライト農漁業推進事業 ・特産品ブランド化推進事業 ・農業法人化推進事業 ・遊休農地活用事業 ・食の安全・安心推進事業 ・つくり育てる漁業の推進事業 ・漁港整備事業 ・商店街環境整備事業 ・活力ある商工業推進事業 ・技術労働者育成・支援事業 ・事業資金支援事業 ・雇用環境整備支援事業 ・企業者支援事業 ・異業種交流促進事業 ・産業振興複合施設整備事業
2) 活力ある次世代産業を創造するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山静岡空港ターミナル及び周辺活用事業 ・御前崎港周辺活用事業 ・企業誘致推進事業 ・起業家支援事業
3) まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源活用事業 ・観光イベント支援事業 ・観光施設整備事業 ・観光情報発信事業 ・誘客促進事業 ・マリンスポーツ推進事業 ・体験学習型観光推進事業 (塩作り・茶摘み・地引網) ・地域間交流事業 ・国際交流推進事業 ・姉妹都市交流事業 ・青少年海外研修事業

(4) うみ・そら・みどりと共生するまち<自然環境、安全、都市基盤、生活基盤>

1) 自然と共生するまちづくり

① 自然と共生する暮らしの推進

新市が持つ豊かな自然環境を市民や各種団体と連携しながら保全、復元するとともに、社会経済活動、市民生活における環境への負荷軽減など新市としての環境に対する姿勢を明らかにするため環境基本計画を策定します。

また、海・川・里山の保護、復元活動を実施する各種団体のネットワーク化とセンター機能を有する環境学習拠点を設置し、里山などのフィールドをキャンパスとして環境監視委員など専門家による学習活動を展開し、環境を思いやるやさしい人を育成します。

② 人にやさしい環境をつくろう

市民・事業者・行政が連携し、ごみの分別や生ごみの堆肥化など、資源のリサイクル活動を普及・啓発し、ごみの減量化を進めます。

また、風力発電や太陽光発電など、環境の循環を促す自然エネルギーの普及を促進し、自然環境に配慮したやさしいまちづくりを推進します。

2) みんなで築く安全・安心なまちづくり

① コミュニティが支える防災のまちづくり

市民の防災意識を高め、コミュニティが支える防災のまちづくりを進めるとともに、防災無線等の情報通信機器の整備、建物の耐震化、家庭内防災対策の徹底、実効的な防災訓練の実施など地震防災対策を進めます。

また、水害、津波、土砂災害などの自然災害を未然に防止し、被害を最小限に留めるため、保全施設の計画的整備や避難体制の強化を図ります。

② 地域に根ざした消防体制の確立

地域住民に信頼される消防団を目指し、地域コミュニティ活動への積極的な参加を促進し、火災など災害現場における円滑な協力体制の確立を図るとともに、常備の消防・救急体制の効率化を図るため、広域的再編を進めます。

また、地震の際にも有効的に活用できる耐震性貯水槽など消防防災施設の計画的整備を進めます。

③ 地域における安全・安心な暮らしの確保

市民の交通安全意識の高揚を図るため、地域、職場、学校との連携のもと住民参加型の交通安全活動を積極的に推進するとともに、交通弱者にも配慮し、緊急性・危険度の高い箇所から交通安全施設の整備を進めます。

また、関係団体と地域とが一体となって、犯罪の予防、暴力追放、自主防犯意識の普及活動などを推進します。

さらに、消費生活センターを設置し、消費者への情報提供、消費生活相談の充実や消費者団体の活動支援を図るなど、市民一人ひとりが自立した消費者として行動できるよう支援します。

3) うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり

① 広域交通拠点の整備

新市の玄関口となる御前崎港、富士山静岡空港の整備や東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置、海上輸送路の整備などについて、関係機関に積極的に働きかけていきます。

② 幹線道路体系の整備

御前崎港や富士山静岡空港、あるいは相良牧之原インターチェンジを結ぶ幹線道路の体系的整備を推進するとともに、地域の主要道路に関し南北軸と東西軸を効果的に連結させるなど、幹線道路の整備を進めます。

③ 良好な景観の保全と創出

海や里山など豊かな自然景観を保全するとともに、良好な市街地の街並景観の誘導や景観に配慮した道路、河川、公園等公共施設の整備により、美しいふるさとの景観づくりを推進します。

また、花や緑による修景など市民との協働により良好な景観の創出に努めます。

④ 計画的な土地利用の推進

地域の自然的、社会的、経済的な条件を十分に配慮して、土地利用の方向性を定め、適切な土地利用への誘導を図ります。

4) 暮らしを豊かにする生活基盤づくり

① 快適でうるおいのある生活基盤の整備

地域の特性を活かした基盤づくりを進めるため企画段階から市民との協働を図るとともに、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザイン等の観点を踏まえるなど、地域の暮らしにより適し、より大きな効果を発揮する方向で道路・河川・公園の整備を推進します。

また、市民との協働により生活道路や地域の河川、街区公園等の環境美化活動を推進します。

② 公共交通の充実

地域の交通の便や富士山静岡空港、JR駅へのアクセスを確保するため、コミュニティバス等の導入を検討するとともに、公共交通機関の充実を図ります。

③ 情報基盤・ネットワークの整備

市民サービスの質の向上を図るため、公共施設のネットワーク化を進めるとともに、電子申請や施設の電子予約などのシステムの構築を進めます。

< (4) うみ・そら・みどりと共生するまち >

分野	主要事業
1) 自然と共生するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画策定事業 ・自然環境保全・復元事業 ・海、川、里山の活動拠点ネットワーク事業 ・地球温暖化対策推進事業 ・環境に優しいエネルギー導入推進事業 ・生活環境対策推進事業 ・循環型システム推進事業 ・瓦礫処分場整備事業
2) みんなで築く安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画策定事業（一般対策、地震対策、原子力対策） ・防災対策推進事業（コミュニティ対策、家庭内対策） ・建築物等耐震補強事業 ・公共施設耐震改修事業 ・防災行政無線整備事業 ・海岸保全施設整備事業 ・自然災害防止対策事業 ・消防団活性化事業 ・常備消防の広域的再編事業 ・消防防災施設整備事業 ・交通安全対策推進事業 ・交通安全施設整備事業 ・防犯まちづくり推進事業 ・消費生活相談事業
3) うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山静岡空港の整備促進 ・御前崎港の整備促進 ・東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置要請事業 ・地域融合幹線道路事業 （川向御天所線・天の川大江線・追廻大江線・山の手幹線、(仮)鹿島片浜海岸線・鹿島追廻線・中央幹線、中原布引原線） ・都市計画道路事業（海老江平田線、細江1号幹線） ・景観形成推進事業 ・花と緑のまち推進事業 ・国土利用計画策定事業 ・都市計画マスタープラン策定事業 ・農業振興地域整備計画策定事業
4) 暮らしを豊かにする生活基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備 ・都市下水路等の整備 ・土地区画整理事業 ・橋梁整備事業 ・河川改修事業 ・配水池、配水管布設事業 ・生活排水対策事業 ・緑の基本計画策定事業 ・公園整備事業 ・地域間交通拡充事業 ・地域情報化推進事業

VI 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、①地域の一体性を高めるもの、②市民・事業者・市が力をあわせて取り組むべきもの、③アンケート調査などにより住民から要請の強いもの といった観点からとりまとめたものです。

<主な取組>

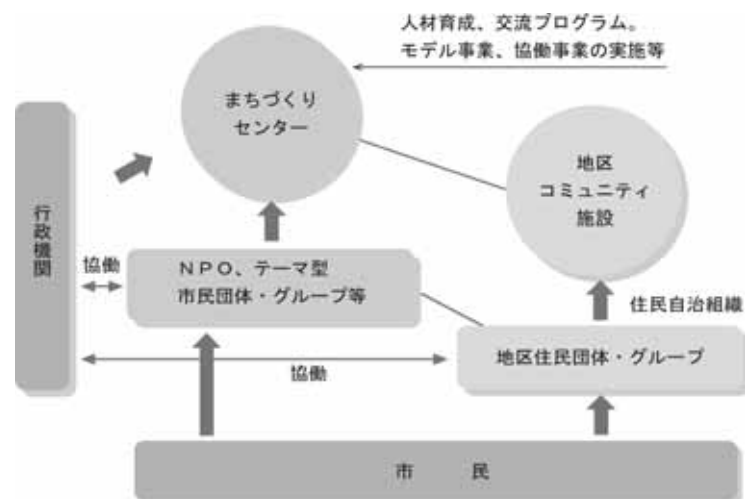
- A まちづくりビタミンプロジェクト
- B 元気で輝く人づくりプロジェクト
- C 生涯安心プロジェクト
- D 活力創出プロジェクト

- E 自然を育み自然に育まれる人と里づくりプロジェクト
- F 安全・安心なまちづくりプロジェクト
- G 新たなまちづくりプロジェクト

A まちづくりビタミンプロジェクト

<プロジェクトの方針>

新市のまちづくりを活性化するためには、まちを元気にするビタミン、すなわち不可欠栄養素が大切です。地域には豊かなまちづくりの資源があります。また、元気な人も大勢います。その資源や人材を結びつけ、まちづくりに役立ってもらうことが大切です。これを実現するために、まちづくりセンターを核に、協働体制づくりを進めていきます。



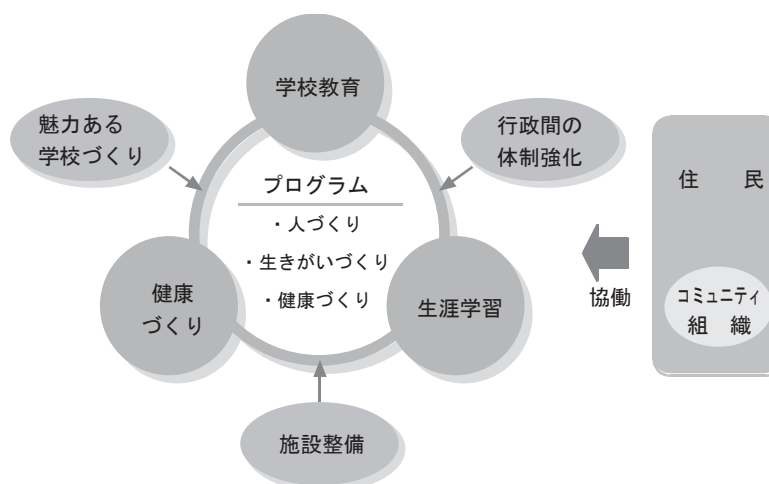
<主な取組>

コミュニティ施設の有効活用	・すべてのコミュニティ施設が手軽に利用できるようなシステムの構築。市内の各施設の利用情報や催し物案内など各施設間のネットワークをつくる。
まちづくりセンター整備事業	・まちづくり拠点機能を持つ施設を整備する。
市民活動を支援する組織の整備	・市民、行政、民間さらにNPO、ボランティアなどとの協働に基づいたまちづくりを推進するため、市民活動を支援する組織を整備する。
市民参画条例の制定	・市民が主体的に市政に参加し、行政とともに協働して新市を築くため、その基本的な理念とルールを明記したもので、市民や行政の責務、参画方法などを定める。
民間活力の積極利用	・行政効率の向上を図るため、指定管理者制度やPFIの導入、市民、民間、NPO、ボランティアなど、さまざまな民間活力を効果的に活用する。
牧之原市魅力形成推進事業	・新市のイメージ（イメージソング、イメージカラー、サインなど）を統一して、どう表現していくかを市民全体（住民、企業、行政）で検討し、作り上げていく。

B 元気で輝く人づくりプロジェクト

<プロジェクトの方針>

市民一人ひとりの心や体、そして地域社会が元気になるために、健康づくり、学校教育、生涯学習などの連携のもとに、各地域において自然や文化を活かした人づくり、生きがいづくり、健康づくりのプログラムを展開します。なお、これらの活動を支援するために、体制と施設の整備や魅力ある学校づくりを推進します。



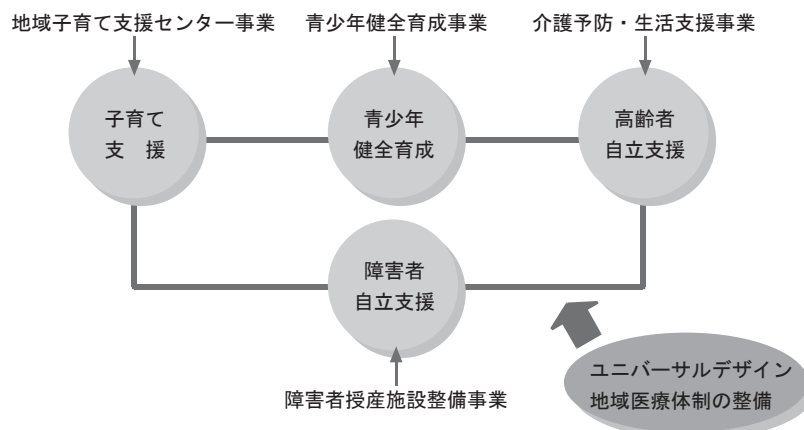
<主な取組>

生涯学習・地域学習推進事業	・市民が個性を伸ばし、生きがいとなるさまざまな学習をしたり、成果を発表したりすることにより豊かな生涯学習社会の形成を図る。
目指せ「健康都市」創造事業	・介護予防に着目した健診、温泉や特産のお茶を活用した事業を展開するなど、市民と協働した健康づくり事業を地区組織の育成支援を図りながら推進する。
すくすく健康支援事業	・妊娠期から母子に対する健診・相談、教育等を行い、心身における疾病の早期発見、健康の保持増進を推進する。また、感染症の予防を推進するために、個別・無料化等の予防接種体制を整える。
子どもを育む地域教育推進事業	・地域社会が持つ教育力を高めるため、小学校区等を基本単位に、家庭、地域、学校の連携により子どもを育む体制づくりを進める。
体験学習推進事業	・社会奉仕体験・自然体験・職業体験などさまざまな体験活動を地域の大人と子ども、あるいは子ども同士一緒になって取り組み、地域の教育力や社会性を育む。
図書館整備事業	・新たな図書館を整備するとともに、近隣市町の図書館とのネットワーク化を推進する。
スポーツ施設整備事業	・総合型地域スポーツクラブを設置するとともに、スポーツ施設の整備を推進する。

C 生涯安心プロジェクト

<プロジェクトの方針>

安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育っていくことができる社会を目指します。また、高齢者や障害のある人が地域で共に生きていくために、地域が支えあえる環境づくりを進めるとともに、可能な限り自立した生活が営めるように支援します。



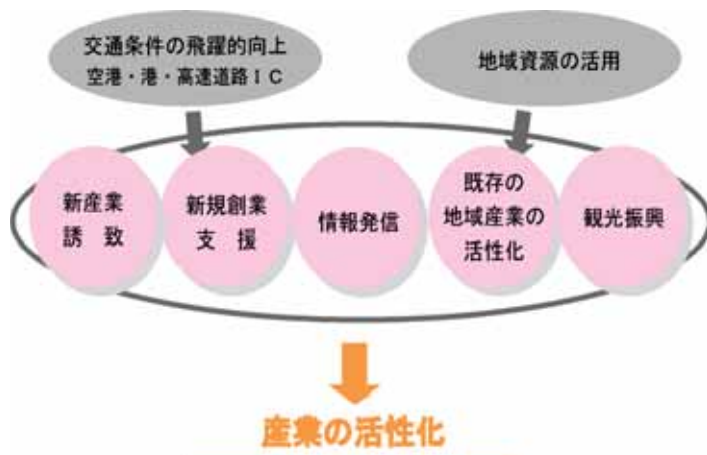
<主な取組>

地域子育て支援センター事業	・地域子育て支援センターでの育児相談、親子交流事業などを充実し、子育て支援の推進を図る。
多様な保育サービス事業	・延長保育、一時保育事業等の充実を図る。
家庭教育学級推進事業	・家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育学級を開設する。
青少年健全育成事業	・各種団体と連携協力して青少年の非行防止活動等を実施する。
介護予防・生活支援事業	・高齢者の良好な心身の状態の維持や自立した生活を確保するために必要な支援を行うとともに、在宅で介護する家族を支援する。
医療体制整備事業	・榛原総合病院と榛原郡三師会との病診連携の推進及び医療従事者の確保に努めるとともに、緊急医療体制の充実、災害時医療救護体制の整備を図る。
障害者授産施設整備事業	・障害のある人の就労訓練及び職業の提供を行う授産施設の整備を支援する。
生涯学習・地域学習推進事業	・市民が個性を伸ばし、生きがいとなるさまざまな学習をしたり、成果を発表したりすることにより豊かな生涯学習社会の形成を図る。
福祉コミュニティ活動推進事業	・社会福祉協議会の活動支援やボランティアの育成・活動支援など地域における福祉活動を推進する。

D 活力創出プロジェクト

<プロジェクトの方針>

活力ある元気なまちを築いていくために、新産業の誘致や新規創業の支援、既存の地域産業の新たな展開を図ります。また、農業・工業・商業と観光の交流を結びつけて複合産業の創造により、人の交流、産業間の交流、情報交換などさまざまな事業を進めます。さらに、新しい出会いを生み出すまちづくりを目指すとともに、インターネット等を活用し、新市の魅力を全国に発信することを推進します。



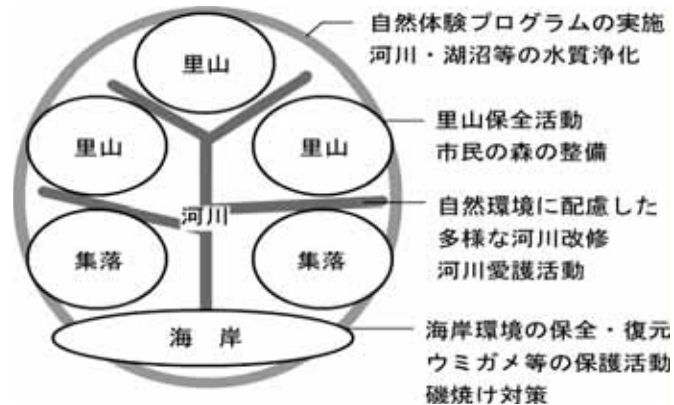
<主な取組>

農業生産基盤整備事業	・畑地かんがい、農道整備、区画整理事業やかんがい排水事業、ほ場整備事業など環境に配慮した土地改良事業を推進する。
特産品ブランド化推進事業	・日本一の茶、施設園芸等新市にふさわしいブランド化を推進する。
活力ある商工業推進事業	・商店街環境整備など商工団体等の地域特性を活かした商工業の活性化を推進する。
観光情報発信事業	・イベント、宿泊情報等の観光情報をインターネットを活用し全国へ発信していく。また、映画やテレビドラマ、CMロケ撮影をスムーズに進めるフィルムコミッション（FC）を引き続き推進する。
富士山静岡空港ターミナル及び周辺活用事業、御前崎港周辺活用事業	・空港周辺に、空港関連施設が集約されるよう環境の整備を図る。また、空港ターミナル事業への参画を促す。 ・御前崎港後背地の利用については、港湾関連物流施設など計画的な土地利用を推進する。
観光資源活用事業	・美しい海岸をはじめ、歴史、文化、産業資源を活かした観光ルートの開発やネットワーク化を推進する。

E 自然を育み自然に育まれる人と里づくりプロジェクト

<プロジェクトの方針>

新市の財産である大切な自然や失われつつある自然環境を保護、復元し後世に継承するため、指導的な人材の育成と体験活動を通じた市民への普及、啓蒙活動を進めます。また、市民や各種団体と行政が協働で、ネットワーク化を支援しながら、環境教育や体験学習プログラム等を推進します。



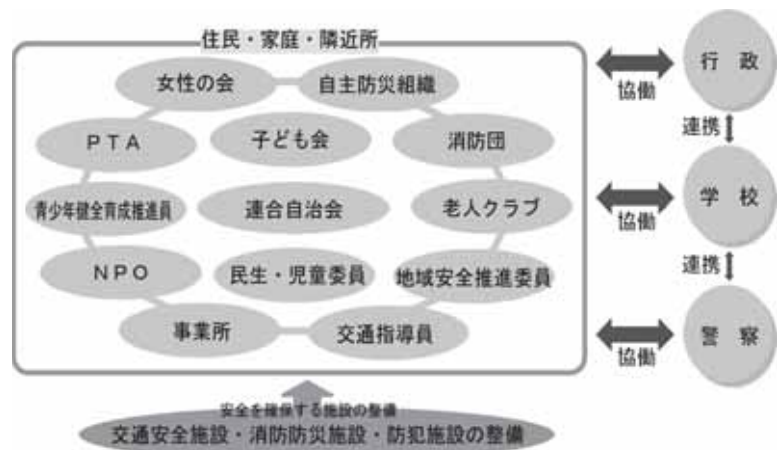
<主な取組>

環境基本計画策定事業	・新市の自然環境を保全・復元し、市民の生活環境と自然環境とが共生していくため、市、市民、事業者、各種団体が協力して取組むべき環境の現状と課題を把握し、目指すべき新市の姿を実現するための施策について計画を策定する。
緑の基本計画策定事業	・公共緑地から学校や各家庭の庭先に至るまで緑のネットワークを創造すべく、市民と行政が一体となって、体系的、総合的に緑豊かなまちづくりを推進する基本計画を策定する。
自然環境保全・復元事業	・新市においては、市民の大切な財産としての海・川・里山などが残されていることから、それを後世に継承するため、市民、環境団体と協働し、保全、復元活動を行う。
海、川、里山の活動拠点ネットワーク事業	・海、川、里山などで自然の保護、復元活動している各種団体がお互いの活動のネットワーク化を図ることにより、幅広く、大きな活動へと飛躍するための拠点づくりを進める。さらに、自然体験学習を推進する。
河川改修事業	・自然環境に配慮した多様な河川改修を進める。
生活排水対策事業	・生活様式の多様化による河川等の汚濁が進行していることから、生活排水を適正に処理し、水質保全を図り、快適な生活環境の向上を推進する。(合併処理浄化槽の普及促進、住宅密集地の公共下水道の検討)

F 安全・安心なまちづくりプロジェクト

<プロジェクトの方針>

安全・安心に生活することができるまちづくりを進めるため、行政や警察、学校等と協働しつつ、地域が主体となった交通安全、防災、防犯の体制づくりを図ります。併せて、歩道設置や交通安全施設、消防防災施設の整備や公共施設の耐震化、防犯灯の設置など安全・安心な施設の整備を推進します。



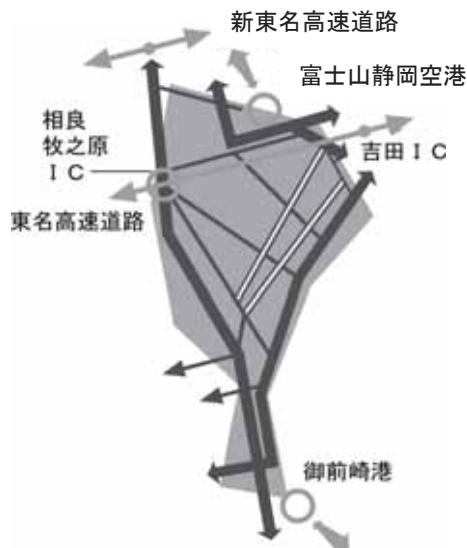
<主な取組>

防災対策推進事業	・実効的な防災訓練の実施、自主防災組織強化のためのリーダー養成、学校及び自主防災連絡会議の推進、地域でつくる防災対策プログラムの支援など防災対策の向上に向けた事業を行う。
防犯まちづくり推進事業	・自治会をはじめとする各種団体と行政、学校、警察等の協働のもと防犯の体制づくりを進めるモデル地区を指定し活動プログラム検討し推進する。
交通安全対策推進事業	・交通安全推進組織の強化、交通安全指導員の確保、指導体制の強化を図る。
交通安全施設整備事業	・交通安全施設（カーブミラー、区画線、信号機横断歩道、自歩道整備）の整備を推進し、交通弱者の安全を確保する。
建築物等耐震補強事業	・東海地震に備えて、住宅の耐震化を進め、市民の生命財産を守る。（耐震診断の実施、補強計画、耐震補強工事への助成）
公共施設耐震改修事業	・災害時の避難所等となる学校の体育館をはじめとする公共施設の耐震化を推進する。
消防防災施設整備事業	・安全で火災に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽の整備や消防ポンプ車の更新などを計画的に進める。

G 新たなみちづくりプロジェクト

<プロジェクトの方針>

産業の活性化や交流の促進のために、新市と広域都市圏とを結ぶ幹線道路、御前崎港や富士山静岡空港等の広域交通結節点と地域を結ぶ幹線道路の整備を推進します。併せて、市内の連携・一体化を図るために、地域と地域を結ぶ幹線道路の体系的な整備を推進します。



<主な取組>

地域融合幹線道路事業	・相良、榛原の市街地を結ぶ路線を地域融合道路として整備する。 （川向御天所線・天の川大江線・追廻大江線・山の手幹線、（仮）鹿島片浜海岸線・鹿島追廻線・中央幹線、中原布引原線）
都市計画道路事業	・市街地の幹線道路を計画的に整備する。（海老江平田線、細江1号幹線）
地域間交通拡充事業	・市民の公共交通手段として、コミュニティバスや福祉タクシー制度などの導入、支援を検討する。

VII 新市における県事業の推進

1 静岡県が実施を予定する事業

新市は、静岡県の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進する。

< 知恵や技術を活かした活力あるまち >

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
1) 地域産業を活性化 するまちづくり	かんがい施設や農道、ため池等の農業生産基盤施設の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業（大井川用水地区） ・国営附帯県営地域用水環境整備事業（大井川用水地区） ・経営体育成樹園地再編整備事業（牧之原榛原地区、牧之原相良地区） ・経営体育成樹園地再編整備事業（牧之原榛原地区、牧之原相良地区 2期） ・経営体育成樹園地再編整備事業（万代地区） ・経営体育成基盤整備事業（勝間地区） ・県営ため池等整備事業〔一般型〕（橋柄池） ・県営ため池等整備事業〔都市型緊急整備事業〕（新西ノ谷池） ・湛水防除事業〔施設改修〕（榛原第二機場） ・県単独空港関連農地開発事業（切山大旗地区） ・県営経営体育成樹園地再編整備事業〈産地強化型〉（榛原地区）（相良地区）（切山坂口地区） ・県営ため池等整備事業〈農業用河川工作物応急対策〉（高山用水地区） ・県営農村地域防災減災事業〈ため池等整備事業〉（三亀ヶ谷池地区） ・県営経営体育成基盤整備事業〈基盤整備促進型〉（西川用水地区） ・県営農地整備事業（通作条件整備）基幹農道整備保全対策型（榛南2期地区） ・県営農村地域防災減災事業〈農村防災施設施設整備事業〉（菅山地区） ・県営農村地域防災減災事業〈ため池等整備事業〉（菅山地区）（西ヶ谷池地区）（柄沢池地区） ・県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（牧之原榛原地区）（牧之原相良地区）（中・庄内地区）

< うみ・そら・みどりと共生するまち >

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
1) 自然と共生する まちづくり	海岸の侵食や砂利化を防止する施設の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・榛原港海岸環境整備事業 ・海岸漂着物等対策事業
	豊かな動植物の生息・生育空間の確保・安全を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自然環境保全事業
2) みんなで築く安全・安心なまちづくり	土砂災害を未然に防ぐために、急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・柿ヶ谷地区急傾斜地崩壊対策事業 ・橋柄地区急傾斜地崩壊対策事業 ・片浜地区急傾斜地崩壊対策事業 ・白井地区急傾斜地崩壊対策事業 ・三栗川左支川通常砂防事業 ・堀切川県単通常砂防事業 ・静谷西海戸地区急傾斜地崩壊対策事業 ・中西（2）地区急傾斜地崩壊対策事業 ・勝間田川支川中沢通常砂防事業

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
3) うみ・そら・み どりを活かした 魅力あるまちづ くり	御前崎港の県中西部地区における国際海上ターミナル機能の整備を促進する。	・御前崎港
	富士山静岡空港及び関連する施設の整備を促進する。	・富士山静岡空港整備事業 ・東海道新幹線富士山静岡空港新駅設置への働きかけ ・臨空公園整備事業
	円滑な自動車交通と交通安全を確保するために、幹線道路の整備を促進する。	・(一) 榛原金谷線道路改築事業 ・(一) 榛原金谷線歩道整備事業 ・(一) 菊川榛原線歩道整備事業 ・静波1号幹線県単独街路整備事業 ・(主) 細江金谷線道路改築事業 ・(主) 吉田大東線道路改築事業 ・(主) 吉田大東線歩道整備事業 ・(国) 150号歩道整備事業 ・(国) 150号バイパス道路改築事業 ・(国) 473号相良バイパス道路改築事業 ・(国) 473号道路改築事業
合併に伴い、都市計画区域における都市計画基礎調査や都市計画区域マスタープラン策定を促進する	・榛南・南遠広域都市計画区域マスタープラン ・榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査	
4) 暮らしを豊かに する生活基盤づ くり	水害や津波・高潮被害を防止するために、二級河川の改良を促進するとともに、親水・水辺空間の形成を図る。	・勝間田川改修事業〔旧空港関連〕 ・勝間田川地震高潮対策事業 ・坂口谷川河口閉塞対策 ・勝間田川河口閉塞対策 ・萩間川広域基幹河川改修事業 ・萩間川水門耐震補強事業 ・須々木川水門耐震補強事業 ・萩間川特定構造物改築事業 ・須々木川特定構造物改築事業 ・坂口谷川水門等地震・高潮対策事業 ・東沢川水門等地震・高潮対策事業 ・須々木川水門等地震・高潮対策事業 ・須々木海岸・片浜海岸津波高潮対策事業

2 静岡県に要望する事業

< うみ・そら・みどりと共生するまち >

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
2) みんなで築く安全・安心なまちづくり	土砂災害を未然に防ぐために、急傾斜地崩壊対策を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大沼地区急傾斜地崩壊対策事業 ・笠名地区急傾斜地崩壊対策事業
	海岸において津波・高潮被害や侵食を防止する海岸保全施設等の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設整備事業 ・海岸陸間電動化事業 ・津波想定見直しに伴う防潮堤整備 ・榛原港・相良港海岸侵食対策事業（養浜対策）
3) うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり	円滑な自動車交通を確保するために、また、安全な生活環境を形成するために、道路整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・（一）相良浜岡線道路改築事業 ・（一）榛原金谷線道路改築事業 ・（一）榛原金谷線歩道整備事業 ・（一）菊川榛原線歩道整備事業 ・（主）細江金谷線道路改築事業 ・空港アクセス道路（通称 南原ルート） ・（国）473号（井原浜丁線） ・（国）150号（大江波津線） ・（国）150号バイパス（南遠幹線、榛南幹線） ・（国）150号歩道・側溝設置事業 ・（一）浜岡菊川線道路改築事業 ・（国）150号バイパス（笠名インターフルインター化）
4) 暮らしを豊かにする生活基盤づくり	水害を未然に防ぐために、老朽化している護岸の修繕を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・勝間田川河川改修事業 ・新溝川・箆川河川改修事業 ・部ヶ谷川河川改修事業 ・白井川河川改修事業 ・須々木川河川改修事業 ・東沢川河口部津波対策事業 ・坂口谷川補助修繕事業 ・坂口谷川水門建設及び堤防整備 ・坂口谷川河川改修事業 ・萩間川河川改修事業 ・2級河川維持補修事業（浚渫・除草）

VIII 公共施設の統合整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランスや特性、さらには財政事情などを考慮しながら、計画的に進めていきます。

整備に当たっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないように配慮し、必要に応じて統合・整備するものとします。

IX 財政計画

財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、合併年度及びそれに続く15か年度（平成17年度～平成32年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成に当たっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う歳出の削減効果、行政水準の一元化による影響額、建設計画に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。歳入・歳出の考え方は次のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などについて、現行の税制度を基本に、現在の経済状況や今後の人口推計値等を踏まえ見込んでいます。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る財政支援措置や合併特例債等の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を見込んでいます。また、合併に伴う財政支援措置（合併市町村補助金、合併特別交付金等）を考慮しています。

(4) 地方債

新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度を基本に、普通交付税の算定に有利な合併特例債を見込んでいます。

(5) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等は、過去の実績や予定されている消費増税などを勘案して見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員等の定数の減による影響を見込んでいます。また、一般職については、前年度の退職者に対し、新規採用者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

合併によって市となることによる生活保護費等の増加、少子・高齢化の進行に伴う影響を見込んでいます。

(3) 公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新市建設計画事業に伴う、合併特例債等の償還見込額を併せて見込んでいます。

(4) 物件費

合併直後の臨時的経費や合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 繰出金

各特別会計への繰出金を見込んでいます。

(6) 普通建設事業費

現行の補助金制度、地方債制度を基本に、建設計画に位置づける普通建設事業費及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

(7) その他

補助費、維持補修費等は、過去の実績や現在の経済状況、類似団体等を勘案して見込んでいます。

※ この財政計画は、平成 15 年度の決算数値等を基礎として、現行の財政制度の下で推計しているため、今後の経済の動向や地方財政制度の改革などにより国庫支出金制度や地方交付税制度の改正等があった場合、その影響を受け、見直しや調整を行う必要が生じることが想定されます。

※ 合併特例期間の延長に伴い、平成 27 年度に一部変更しています。

■ 財政計画

○ 歳入 (単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
地方税	7,716	7,806	8,780	9,180	8,014	7,876	7,959	7,714	7,933	8,464	7,788	7,609	7,491	7,378	7,270	7,156	125,991
地方 譲与税	477	700	288	273	264	256	249	254	243	232	224	224	224	224	224	224	4,589
各種 交付金	1,097	1,079	889	854	820	786	755	728	759	815	1,121	1,121	1,092	1,340	1,340	1,340	15,918
地方 交付税	2,054	1,975	1,680	1,540	2,044	2,749	2,662	2,710	2,742	2,609	1,900	1,734	1,787	1,627	1,650	1,678	32,850
分担金及 び負担金	93	115	85	92	107	112	109	334	153	152	321	111	111	111	111	111	1,985
使用料及 び手数料	364	340	346	344	337	356	331	333	335	338	143	385	385	385	385	385	5,709
国庫 支出金	759	596	933	1,637	2,318	1,877	1,635	1,693	1,820	2,260	3,144	2,323	1,999	1,913	1,850	1,852	29,016
県支出金	1,701	1,995	1,005	1,103	1,278	1,246	1,215	1,080	1,186	1,208	1,406	1,325	1,281	1,235	1,201	1,204	21,250
繰越金・ 繰入金	2,550	2,703	1,937	2,190	2,222	1,882	1,491	1,578	1,421	1,347	1,263	1,782	1,831	1,761	1,700	1,889	29,668
諸収入・ その他	505	398	426	2,133	552	789	457	302	403	556	589	447	447	447	447	447	9,428
地方債	1,770	1,536	1,338	1,797	2,520	1,253	1,549	2,183	1,589	1,620	2,101	2,544	2,393	2,238	1,623	1,623	29,957
歳入合計	19,086	19,243	17,707	21,143	20,476	19,182	18,412	18,909	18,584	19,601	20,000	19,605	19,041	18,659	17,801	17,909	306,361

(単位：百万円)

○ 歳 出

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
人件費	3,189	3,189	3,189	3,145	3,001	2,971	3,022	2,961	3,238	3,232	3,450	3,128	3,096	3,065	3,035	3,005	50,020
扶助費	1,025	1,158	1,373	1,449	1,562	2,140	2,329	2,273	2,387	2,630	2,813	2,752	2,754	2,756	2,760	2,765	34,874
公債費	2,018	2,085	2,180	2,273	2,138	2,137	2,179	2,327	2,276	2,213	2,067	2,109	2,155	2,204	2,218	2,236	34,816
物件費	1,640	1,389	1,418	1,346	1,450	1,509	1,588	1,595	1,752	1,808	2,043	1,982	1,982	1,982	1,982	1,982	27,566
維持 補修費	118	91	81	83	85	92	104	111	89	91	92	92	92	92	92	92	1,503
補助費等	4,166	3,715	3,958	4,211	5,535	3,432	3,658	3,656	3,051	2,967	3,102	3,666	3,531	3,562	3,529	3,607	59,664
積立金	707	812	621	1,831	986	1,758	676	182	873	616	16	512	512	512	15	15	10,645
投資・出資 金・貸付金	316	27	12	771	176	21	32	49	42	336	4	4	4	4	4	4	1,806
繰出金	1,048	1,157	1,141	1,194	1,310	1,306	1,378	1,395	1,423	1,476	1,495	1,531	1,545	1,581	1,617	1,654	22,324
普通建設 事業費	3,694	4,591	2,773	3,980	2,929	2,630	2,581	3,078	2,252	3,207	4,870	3,780	3,321	2,852	2,500	2,500	52,881
その他	355	38	32	27	131	41	39	28	127	56	48	49	49	49	49	49	1,227
歳出合計	18,276	18,252	16,778	20,310	19,303	18,037	17,586	17,655	17,510	18,632	20,000	19,605	19,041	18,659	17,801	17,909	297,326

X まちづくりの推進への取組

本計画は、新市におけるまちづくりの基本的な方向性や主な施策を示しています。合併後は、本計画に基づき推進体制を整え、まちづくりを着実に推進していきます。

市民においては、本計画に示される市民主体のまちづくりに関し積極的に取り組むことが望まれます。このための情報提供や支援措置などを行政において整え、市民が活躍できるまちとしていきます。

行政においては、国や県の積極的な支援を求め、周辺市町との連携を図るとともに、役割・使命を再確認し、新市の自立性を高め、効果的・効率的で市民本位の社会資本の整備とサービスの提供ができるよう行政内部の横のつながりの一層の強化を図ります。

特に行財政改革については、国と地方の税財政改革（三位一体改革）が進められている情勢や、国・県における政策評価・行政評価の導入の状況を踏まえ、新市としての新たな体制づくりに反映し、限られた財源を有効に活用するために、施策の選択と集中、適切な実施に配慮するものとします。

新市においては、本計画に基づき総合計画を速やかに策定し、市民・事業者・行政の協働の下、地域資源を活かしつつ各種の施策を推進することで、住みよい、活力のある、魅力あるまちをつくっていくことを目指します。

■用語解説

■ア行

【IT（アイティー）】

Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略語。情報技術、コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す。

【アウトソーシング】

「外部供給源の活用」が語意。企業が自社の業務を外部に委託すること。経営の合理化・効率化や財務体制の改善のために積極的に活用されている経営手法。

【インターネット】

世界的規模のコンピューター通信網のこと。職場、家庭にも急速に普及し、情報化社会の実現に貢献している。

【NPO（エヌピーオー）】

Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オルガニゼーション）の略語で、民間非営利組織のこと。利益追求ではなく、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体。

■カ行

【観光型農林水産業】

観光客の呼び込みを主な目的とする農林水産業。具体的には地域の農林水産資源を活用し、それらの生育のための基盤整備（間伐や畑作りなど）・栽培・育成や収穫、さらには収穫した製品の加工などを観光客に体験してもらうもの。地域・産品への愛着を育み、売上の向上も目指す。

【協働（コラボレーション）】

同じ目的のために、協力してともに働くこと。地域社会における協働とは、住民、団体、企業、行政が、今まで以上に協力関係を強め、まちづくり等を進めること。

【行政評価システム】

行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価すること。成果を分析し、政策の質的向上や市民サービスの向上を図ることができる。

【コミュニティFM】

市町村など限られた地域を対象に、地域に密着した情報提供を目的としたFM放送。

【コーホート要因法】

コーホートとは、ある一定期間に出生した集団のこと。コーホート推計法とは、そのコーホートの2時点間における人口変化を基に将来人口を推計する方法。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達するが、その間のその集団の人口は、死亡や転入・転出による移動によって変化することになる。このようなコーホート集団ごとの変化が今後も継続すると仮定し、すべての年齢階層ごとに推計を行い、その結果を積み上げることによって、全体の将来人口を算出する。

■サ行

【産学官（の）連携】

新産業・技術の創出・育成や経済競争力の向上を目的として、産業界（企業など）、学会（大学などの研究機関）、官（行政）が協力しながら取り組むこと。具体的には大学における企業からの研究受託や寄付講座開設、大学の開発した技術の事業化の促進、行政によるそれらの活動に対する資金援助、調整や仲介などを意味する。

【三位一体改革】

地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を、同時に目指すもの。

【循環型社会】

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処理することによって、石油や森林などの天然資源をできるだけ使わない、環境にやさしい社会のこと。

【製造品出荷額】

事業所が所有する原材料によって製造した製品の年間出荷額のこと。

【総合型地域スポーツクラブ】

地域の誰もが年齢、興味、関心、性別、技

能レベルなどに応じて、生涯を通じてスポーツ活動を楽しむための、スポーツクラブであり、市民が運営主体となる。

■ 夕行

【地域公共施設間ネットワーク】

市民向けの情報の発信、市民からの意見・生活情報の受信を行うことができる情報提供ネットワークシステムのハード基盤として、また学校での情報教育の基盤として、市役所、小中学校、学習センター、中央図書館、地域学習センター等の間を結ぶ高速ネットワーク網。

【地域子育て支援センター】

子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等を行う、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。エンゼルプランにより平成7年から事業が開始された少子化対策の一つで、各地域の保育所などが指定されている。

【地方分権】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

【チャレンジショップ】

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業者支援事業のこと。

【TMO構想】

TMOとは、Town Management Organization の略でまちづくり機関のこと。中心市街地に関わる官民の諸活動を総合的に企画・調整し、時には事業主体となって、中心市街地の諸資源を活かして、活性化を図ろうとする機関が、TMOの基本方針やTMOが行う事業等についてまとめたもので、いわば「中心市街地活性化のためのまちづくり計画」をいう。

【都市計画道路】

都市計画法において定められた道路。人と車の流れを円滑にし、都市の健全な発展と機能的な都市活動が促進される。

■ ナ行

【農業集落排水施設】

農村の生活環境の快適性向上を目的とした、生活排水処理施設。

【農業産出額】

稲作、野菜栽培、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物の販売額。

■ ハ行

【パブリックコメント制度】

市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

【パートナーシップ】

市民、企業、行政などが、それぞれの立場に応じた役割を分担しつつ、友好的な協力関係を築くこと。

【PFI（ピーエフアイ）】

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略語。民間の資金、経営能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営を行い、効率的・効果的な公共サービス提供を行う事業手法。

【放課後児童クラブ】

保護者が就労などのために保育が困難になっている家庭の児童を対象に、指導員が保護者に代わり共に遊んだり、学んだりしながら児童の健全育成を図る施設。

【包括的地域ケアシステム】

治療、保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを含有するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療（ケア）を目指すシステム。地域とは単なる区域ではなく地域社会を指す。

■ ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体、国籍などを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、

製品などのデザインをしていこうとする考えのこと。

【予防医学】

科学的な健康管理を行って病気の要因を取り除き、積極的に病気の予防を行うこと。

■ラ行

【ライフスタイル】

生活様式のこと。近年個性に応じた生活様式が選択され、多様化が進んでいる。